

3 軽自動車税の滞納処理について

軽自動車税の滞納繰越額調定の 366 千円減は、軽自動車税を次のような事由で、「軽自動車税の納税義務者等に該当しない。」として処理し、調定減しているのが 22 件ある。また還付も 3 件ある。処理の方法にはまったく遺憾です。

税の徴収に対する厳正かつ公正な職務遂行が重要です。

《事由》

- ① 軽自動車税の滞納者から平成 20 年度に該当車を廃車、スクラップ、廃棄依頼、譲渡、盗難（以下「廃車等」という。）のいずれかの申立てを受理し、廃車等の記載した時期（例えば平成 16 年）までさかのぼって「軽自動車税の納税義務者等に該当（例えば 4 年間分の賦課）しない。」として処理している。

税の賦課は、毎年 4 月 1 日軽自動車所有者に賦課するものであり、所有者でなくなった者は、30 日以内に手続きを行わなければならない。（桂川町税条例）

これにも拘わらず、廃車等の時期が数年前までさかのぼる申立て内容を軽自動車四輪も含めて証明書なしで認め、かつ廃車等の申立時期以降からの賦課を「軽自動車税の納税義務者等に該当しない。」として処理している。

- ② 平成 20 年度以前及び平成 21 年度も上記①と同じように処理しているものがある。

《指摘に対する町長の回答（8月21日）》

- ① 軽自動車税の滞納処理については、事務処理に厳正さを欠き、十分な事実関係の調査を怠ったことにつきまして、深く反省しています。
- ② 軽自動車税は、毎年 4 月 1 日において、所有している者に賦課するものであり、桂川町税条例第 8 7 条の申告又は報告の義務を怠ったものには賦課を継続します。
- ③ 「軽自動車税の納税義務者等（地方税法第 4 4 2 条の 2）に該当しない。」ことによる処理については、本人が当該軽自動車等の所有者でなくなった時期に申し立てができない事情があったと認められる場合で、かつ公的機関などの証明があるものとします。
- ④ 税の申告及び報告については、広報誌等を活用し周知を実施します。

上記のとおり、ご指摘の点については是正すると共に、今後このようなことがないよう改めてまいります。

4 水道事業について

- ① 経営状況即ち経営資本営業利益率は、2.88%、当年度純利益は、32,316 千円になり、財務状況は、流動性も安全性もあり、資産状態は、企業債償還元金対減価償却費比率が、100%を若干超えています。問題ではありません。
- ② 全般的に良好な状態といえますが、引き続き水源の円滑な使用、人件費に係る他市町村の研修、施設等の老朽化等に伴う整備資金の目標確立、漏水調査の強化及び安全な給水の保持等に留意し最大の効果をあげられるよう要望します。

5 健全化判断比率等について

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの財政指標）は、早期健全化基準を下回っており、問題はありません。